

社会福祉士・国家試験対策用語集

社会保障

国家試験対策用語集

- 解説文中の太字は国家試験で出題された箇所です。

ILO (国際労働機関)

[International Labour Organization]

1919年にベルサイユ条約に基づき国際連盟とともに創設され、第2次世界大戦後は国際連合の専門機関として労働条件の設定や社会保障水準の向上に寄与している。

アメリカ社会保障法

[Social Security Act, 1935]

この法律は、社会保障という言葉を初めて用いた法律であり、1930年代の世界恐慌下、フランクリン・ルーズベルトが打ち出したニューディール政策の一環として成立した。医療保障制度が欠けるなど、内容的には不十分なものであったが、2010年に一般国民にも医療保険への加入を促進する法律が成立した。オバマケアと呼ばれている。

イギリスの社会保障制度

医療は税方式の国民保健サービス（NHS）が全国民に原則として無料で提供されてきたが、今日では若干の一部負担（総費用の約2%）が導入されている。基礎年金については、最低所得額以上の所得がある16歳以上の者は強制加入で、低所得者は任意加入となっている。

育児・介護休業法

育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせてわが国の経済および社会の発展に資することを目的としている。育児休業ができる労働者は、原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者であり、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休

業をすることができるが、一定の要件を満たせば、子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業が認められる。また、父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達する日までの間取得可能（パパ・ママ育休プラス）である。さらに、介護休業の場合は、要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者であるが、日々雇用される者は対象にならない。申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業をすることができ、期間は通算して（のべ）93日までとなっている。

育児休業給付

育児休業期間は1歳（一定の要件を満たせば1歳半）までである。育児休業給付金の支給額は、支給対象期間（1ヶ月）当たり、原則として休業開始時賃金日額×支給日数の67%（休業開始6ヶ月経過後は50%）相当額となっている。なお、満3歳までの子どもを養育するために育児休業をとっている人は、社会保険料（健康保険と厚生年金保険など）が免除される。

遺族基礎年金

国民年金の被保険者等が死亡したとき、子のある配偶者または子に定額を支給するが、ここでいう「子」とは18歳到達年度の末日までにある子、または20歳未満で1・2級の障害をもつ子である。

遺族厚生年金

遺族厚生年金の受給者が65歳に達し、自らの老齢厚生年金の受給権が発生すると、2007（平成19）年度から、「遺族厚生年金」と「遺族厚生年金の3分の2+老齢厚生年金の2分の1」の高い方の金額から、自分の老齢厚生年金を差し引いた分が遺族厚

生年金として支給される。また、遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満で子のない妻に対する遺族厚生年金については、5年間の有期給付となった。

い・ぞくこうせいねんきん　し・きゆうようけん 遺族厚生年金の支給要件

厚生年金の被保険者・老齢厚生年金や1・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき、被保険者期間中に発生した傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したときなどに遺族に支給される。

い・りょうひ・てきせい・か・けいかく 医療費適正化計画

2008（平成20）年度を初年度とする医療費適正化計画（5年計画）において、政策目標を掲げ、医療費の伸びの適正化・生活習慣病予防の徹底化を目指している。具体的には、生活習慣病有病者・予備群を25%減少させる、平均在院日数の短縮などである。

い・りょうひ・ま・どぐら・み・たん　な・じ・つ・さい・み・まん 医療費の怒口負担【70歳未満】

2003（平成15）年度から、給付水準はすべての医療保険共通となり、3歳以上70歳未満の被保険者本人・被扶養者とも7割給付となった。また、2006（平成18）年10月から0～3歳未満は8割給付、2008（平成20）年度からはそれが義務教育就学前に拡大された。

い・りょうほう 医療法

医療を提供する体制を確保し、国民の健康保持に寄与することを目的とする法律の1つであり、1948（昭和23）年に施行された。1985（昭和60）年に医療法の改正が行われ、地域医療計画が導入された。なお、地域医療計画は少なくとも5年ごとに見直しが行われる。

い・りょうほ・けんせい・ど 医療保険制度

日本の医療保険制度は、健康保険（民間被用者）、共済組合（国家公務員、地方公務員、私立学校教職員）、船員保険と国民健康保険の4つの制度に分立している。被用者医療保険に加入者全体の約6割、国民健康保険に約4割が加入している。

エスピング・アンデルセン

〔Esping-Andersen, Gosta 1947-〕

福祉国家に代わる新しい概念として福祉レジーム論を提起し、社会保障政策の特徴やグローバル化への対応の多様性を経済レジームや政治的党派性との連関で論じた。西側先進諸国を3つの類型に分け、自由主義的福祉レジーム（北アメリカ）、保守主義的福祉レジーム（大陸ヨーロッパ）、社会民主主義的福祉レジーム（北欧）とし、福祉国家の発展は1つではないと論じた。

かい・こ・きゆう・ど・よ・う・き・う・ふ 介護休業給付

雇用保険における雇用継続給付の1つ。介護休業を取得した被保険者に対し、休業前の賃金67%相当額が、対象家族1人について93日を限度として支給される（2017〔平成29〕年より3回を上限として、介護休業を分割して取得可能とする）。

かい・こ・きゆう・ふ 介護給付

介護保険の給付において、要介護者（要介護1～5）に対する給付のことをいう。その内容は、居宅サービス、住宅改修、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービスに大別される。

がい・こ・く・じん・だ・つ・たい・じ・き・ん・せ・い・ど 外国人脱退一時金制度

国民年金の保険料を納めた期間または厚生年金保険に加入した期間が6ヵ月以上ある外国籍の人は、出国後2年以内に請求を行うことで加入期間等に応じて計算された一時金が支給される制度のこと。ただし、この外国人脱退一時金の支給を受けた場合、その期間は、社会保障協定において年金加入期間として通算できなくなる。

かい・こ・けい・かく 介護サービス計画（ケアプラン）

介護保険制度において「居宅サービス計画」「施設サービス計画」「介護予防サービス計画」をまとめて「介護サービス計画（ケアプラン）」という。

かい・こ・し・もん・せん・も・ん・い・ん 介護支援専門員（ケアマネジャー）

居宅介護支援事業所または各種施設に所属し、または独立開業して介護保険において要支援・要介護と認定された人に対して、アセスメントを行い、それ

に基づいてケアプランを作成し、対象サービス事業者との調整をし、介護保険の給付管理をする職業である。

介護保険審査会

介護保険における保険給付に関する保険者の処分、保険料その他の徴収金に関する処分に不服のある者は、都道府県に置かれている介護保険審査会に審査請求することができる。介護保険審査会は、被保険者・市町村・公益代表の三者によって構成されている。

介護保険と介護扶助

介護保険の第1号被保険者には生活保護の被保護者が含まれる。被保護者の介護保険料は生活扶助によって賄われ、介護保険の利用者負担分については生活保護の介護扶助が支給される。第2号被保険者は医療保険加入者に限定されるために、医療保険の適用を受けていない被保護者に対して介護保険は適用されず、その際は介護扶助が給付される。

介護保険特別会計

介護保険事業の健全な運営を確保するために、収入と支出を市町村の一般の収入支出と区分し、保険事業の経理を明確に把握する必要がある。そのために、市町村は、介護保険に関する収入および支出について「特別会計を設けなければならない」(介護保険特別会計)とされている。

介護保険の公費負担

介護保険では、介護費用から利用者負担を除いた給付費（法定分）の半分を公費（税財源）で賄い、残りの半分を保険料財源で賄うこととされている。公費の内訳は、各市町村の給付費（介護給付および予防給付の費用の合計額）の20%を定率で国が負担し、12.5%を定率で都道府県および市町村の一般会計がそれぞれ負担し、また、全市町村の総給付費の5%を総額として、市町村間介護保険に関する財政力の格差を調整するために国が調整交付金を交付する。

介護保険の受給権者

第1号被保険者は、原因を問わずすべての要介護者

または要支援者であるが、第2号被保険者は、老化を起因とする特定疾病（がんを含めた16種類）による要介護者または要支援者に限定され、その他の原因による若年障害者については障害者総合支援法等により対応する。

介護保険の被保険者

被保険者は、市町村の住民のうち40歳以上の者であるが、保険給付の範囲、保険料算定の考え方や徴収の方法の違いにより、65歳以上の第1号被保険者（生活保護の被保護者を含む）と、40歳以上65歳未満の医療保険加入者である第2号被保険者に区分される。

介護保険の保険者

保険者（運営主体）は市町村および特別区である。市町村の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、国、都道府県、医療保険者、年金保険者等が重層的に支え合う。なお、複数の市町村が地方自治法に定める広域連合または一部事務組合を設け、個々の市町村に代わって保険者となることができる。

介護保険の保険料負担

保険料徴収は、第1号被保険者の場合、一定額以上（年額18万円以上）の年金受給者であれば年金（老齢・退職年金の他、遺族年金、障害年金も含む）から天引きされる（特別徴収）。無年金者や低年金者などの場合は、普通徴収による。第2号被保険者は、医療保険者が医療保険料として徴収して、社会保険診療報酬支払基金に介護給付費・地域支援事業支援納付金として納付する。

介護（補償）給付

労働者災害補償保険において、障害（補償）年金、傷病（補償）年金が支給されている場合であって、常時または随時介護を必要とする者に対しては、介護（補償）給付を支給する。なお、（ ）内は業務災害の場合の給付名称。

介護予防サービス

「要支援1・2」に該当した人には、「介護予防サービス」が提供される。介護予防サービスは、予防ブ

ランの作成まで含めて 13 種類（地域密着型サービスの介護予防まで含めると、16 種類）となっている。2015（平成 27）年度から、全国一律のサービス内容であった訪問介護や通所介護については、2017（平成 29）年度末までに、新しい総合事業に移行することになった。

がくせいのうふとくれいせいど 学生納付特例制度

20 歳以上の学生には国民年金の保険料を猶予する特例制度があるが、同制度を利用した期間の保険料は 10 年以内について追納することができる。10 年以内にこの間の保険料を納付すれば「保険料納付済期間」となるが、追納しなければ合算対象期間となり年金額には反映しない。

かくていきゅうふきどうねんきんほう 確定給付企業年金法

企業年金改革に伴い、2002（平成 14）年 4 月に施行された。「固定金利」の厚生年金基金から、「変動金利」も選べる確定給付企業年金への移行や、厚生年金の代行運用部分の国への返上を認めた。企業に年金資金の積み立て義務を課すなど、加入者らの年金を受け取る権利の保護にも重点が置かれている。

かくていきゅうしきねんきんほう 確定拠出年金法

「日本版 401k」ともいわれ、2001（平成 13）年成立の企業年金 2 法で誕生した新しいタイプの企業年金。企業が年金を運用する従来型年金と違い、会社員個人の責任で預貯金や株式など運用先を選ぶ。運用の成否で、将来の年金額が増減する。「企業型」と自営業者向けの「個人型」の 2 種類がある。自営業者等の国民年金の第 1 号被保険者は、個人型年金に加入できるが、公務員、サラリーマンの妻等の国民年金の第 3 号被保険者は、確定拠出年金への加入はできなかった。しかし、2017（平成 29）年 1 月から、これまで加入することができなかつた人びとの加入が可能となった。

かぞくかんけいしゃかいしおり 家族関係社会支出

GDP（国内総生産）に占める家族関係社会支出の割合（2011 年）は、イギリス 3.78%、スウェーデン 3.46%、フランス 2.85%、ドイツ 2.11%、日本 1.36%、アメリカ 0.72% となっている。

がつさんたいじょうきかん 合算対象期間（カラ期間）

老齢基礎年金などの受給資格期間をみると場合に、期間の計算には入れるが、年金額には反映されない期間のこと。年金額に反映されないため「カラ期間」と呼ばれている。たとえば、学生納付特例制度の適用期間は「合算対象期間」である。

かふねんきん 寡婦年金

第 1 号被保険者としての被保険者期間にかかる保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が、25 年以上ある夫が老齢年金等を受けずに死亡した場合で、婚姻期間が 10 年以上の妻に 60 歳から 64 歳までの間支給される。年金額は、夫が受けられたであろう老齢基礎年金額（第 1 号被保険者期間に係る額に限る）の 4 分の 3 となる。老齢基礎年金の繰上げ受給を選択すると、寡婦年金の受給権は失われる。

きほんてあて 基本手当

求職者給付の中心は基本手当で、その受給要件は、離職の日以前 2 年間に通算して 12 ヶ月以上の被保険者期間があること（倒産・解雇などの場合は 1 年間に通算 6 ヶ月以上）。離職理由、被保険者期間、年齢、就業困難者か否かなどによって定められた所定給付日数に応じて、賃金日額の 5 ~ 8 割が基本手当額として給付される。

きりうぎょうほしょうわうふ 休業（手当）給付

労働者災害補償保険において、療養のため 4 日以上会社を休み賃金が支給されないとき、休業 4 日目から支給される。1 日につき給付基礎日額の 60%。このほかに 1 日 20% の休業特別支給金も支給される。なお、（ ）内は業務災害の場合の給付名称。

かいしょくしゃきょうふ 求職者給付

失業者が求職活動をする間の生活の安定を図ることを目的とした給付のこと。失業したときに受給する「基本手当」、公共職業訓練等を受講する「技能習得手当」、公共職業訓練を受講するにあたり同居の親族と別居し寄宿する場合の「寄宿手当」、求職の申込みをした後に、疾病や負傷により職業に就くことができない場合の「傷病手当」から構成されている。

求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者に対し、①訓練を受講する機会を確保するとともに、②一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、③ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援する制度である。

給付・反対給付均等の原理

レクシスの原理ともいう。保険契約者が支払う保険料と保険事故発生の際に支払われる保険金の数学的期待値が等しいことを示す原理のこと。この原理は、民間保険固有のものであり、国庫補助があり、所得の再分配の仕組みをもつ社会保険制度には当てはまらない。

教育訓練給付の給付額

被保険者期間3年以上など一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった離職者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額（上限10万円、初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能）がハローワーク（公共職業安定所）から支給される。なお、2014（平成26）年10月より、中長期的なキャリア支援形成を支援するための専門的・実践的な教育訓練は費用の40%に給付を引き上げ、就職に結びついたときは20%が追加される。

教育訓練支援給付金

2014（平成26）年10月より、45歳未満の離職者が教育訓練を受講する場合に訓練中に基本手当の半額を給付する（2018年度までの暫定措置）。

居宅介護サービス計画費

市町村は、居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から居宅サービス計画の作成等の居宅介護支援を受けたときは、居宅介護サービス計画費を支給する。支給額は10割に相当する額であり、利用者本人の負担はない。

組合管掌健康保険

会社などで働く人が加入する健康保険のうち、健康

保険組合が管掌する健康保険。健康保険組合は、主に「保険給付事業」と「保健事業」の2つの業務をしている。保険給付には、法律で定められた法定給付のほかに、健保組合が独自に行うことのできる付加給付もある。

健康保険組合

常時700人以上の従業員がいる場合、または同業同種の複数の事業所の合計で3,000人以上の従業員がいる場合に、厚生労働大臣の認可を得て設立することができる。なお、同じ都道府県の中で企業・業種を超えた「地域型健康保険組合」を設立し、その後5年間は不均一な保険料率を設定することができる。

健康保険の標準報酬月額

健康保険の標準報酬月額の等級区分は、健康保険法40条により規定されているが、2016（平成28）年4月より「第1級（5万8,000円）～第50級（139万円）」の全50等級となっている。

高額医療・高額介護合算療養費

高額療養費の算定対象世帯に介護保険の利用者がいる場合、健康保険の患者負担と介護保険の利用者負担額の年間の合計額が、一定の限度額を超えたときには、超えた額が被保険者からの請求により払い戻される。

高額介護サービス費

介護保険において、1ヵ月（暦月）に支払った利用者負担額が一定額を超えたときは、申請により高額介護サービス費が支給される。具体的な支給要件、基準額等については、低所得者に対する配慮をしながら設定されている。

高額療養費

1ヵ月の医療保険の自己負担額が一定額を超えた場合、超過分が請求によって払い戻される（償還払い）。ただし、所得区分の「認定証」などを提示すれば、現物給付となり、自己負担限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなる。自己負担限度額は、「低所得者」「一般」「上位所得者」によって異なる。

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）

75歳以上の後期高齢者の保険料（1割）、現役世代（国保・被用者保険）からの支援（約4割）および公費（約5割）を財源とする新たな医療制度を後期高齢者医療制度として2008（平成20）年4月に創設した。当該制度において保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が実施する。

厚生年金基金

企業が拠出した掛金と一緒に、公的年金である厚生年金の一部（代行部分）を国に代わって運用・支給し、企業独自の上乗せ部分を支給する。基金の設立形態には、単独型と連合型、総合型がある。なお、2014年度より新たな基金の創設は認められなくなり、他の企業年金への移行の特例の設置を行った。

厚生年金の分割

2004（平成16）年の厚生年金保険法の改正によって設けられ、2007（平成19）年から実施された。分割の対象となるのは婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録で、離婚時に限り、当事者間で分割することを認めた。ただし、老齢基礎年金は該当しない。

厚生年金保険の財源

主として日本の民間企業の労働者が加入する年金制度である厚生年金保険は、被保険者と事業主が折半負担する保険料と国庫負担から成り立っている。なお、保険料の納付義務者は事業主である。

厚生年金保険の適用事業所

すべての法人事業所は、事業主や従業員の意思に関係なく強制的に加入しなければならない。適用事業所に勤める従業員は、自動的に厚生年金の被保険者になる。なお、5人未満の個人事業所と5人以上でもサービス業の一部や農業・漁業などの個人事業所は、強制適用の扱いを受けない。

厚生年金保険の被保険者

厚生年金保険法では、適用事業所で常時使用されている70歳未満の者を厚生年金保険の被保険者と定

められている。

高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付は、「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当を受給し60歳以後再就職した場合に支払われる「高年齢再就職給付金」とに分かれる。雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、原則として60歳以降の賃金が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給される。

高齢者関係給付費

年金保険給付費や老人医療費、老人福祉サービス等の給付の合計を高齢者関係給付費という。近年のわが国の社会保障給付費に占める高齢者関係給付費の割合は67.9%である。なお、「児童・家族関係」は5.0%である（2014〔平成26〕年度）。

国民医療費

傷病の治癒を中心として、患者負担分を含めた医療費の総額のこと。正常分娩、健康の増進・予防を目的とした健康診断、予防接種、義肢などに要する費用や差額ベッド代は含まれない。2014（平成26）年度の国民医療費は約40兆8,071億円となっている。

国民健康保険組合

同種の事業または業務に従事する300人以上の者の同意により、都道府県知事の認可を受けて設立される公法人である。給付費に対する国庫補助が行われている。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険の審査支払機関であり、都道府県に設置されている。また、介護保険の審査・支払いの業務、利用者からの苦情を受け付け、事業者等に対して指導、助言を行う機関もある。

国民健康保険の滞納対策

国民健康保険では、保険料の滞納が1年以上続いた場合には、保険証の代わりに被保険者資格証明書が交付される。医療機関の窓口で提出したときは、いったん医療費の全額を支払い、あとで保険給付相当

の償還を受けることになる（特別療養費）。1年6ヵ月を超えると保険給付の全部または一部差止、さらに滞納が続くときは、通知のうえ一時差止の保険給付額から滞納保険料額を控除することになる。

国民健康保険法

制定された1938（昭和13）年には、農山漁村の住民を対象としていた。官庁や企業に組織化されていない国民が対象となったのは1958（昭和33）年であり、1961（昭和36）年には国民すべてが公的医療保険に加入する国民皆保険体制が整えられた。

国民年金基金

国民年金法の規定に基づく公的な年金であり、国民年金（老齢基礎年金）とセットで、自営業者など国民年金第1号被保険者の老後の所得保障を担うもの。1991（平成3）年に制定された任意加入の制度である。

国民年金の国庫負担

国民年金（基礎年金）の給付費に対する国庫負担割合は、2009（平成21）年度から、従来の3分の1から2分の1へ引き上げられた。なお、2012（平成24）年11月から、年金特例公債により基礎年金国庫負担を2分の1に恒久化した。

国民年金の被保険者

強制加入として第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者に区分され、また、第1号被保険者としての任意加入の道もある。

国民年金の保険料

第1号被保険者の保険料は、2005（平成17）年4月より毎年280円ずつ引き上げられ、最終的に2017（平成29）年度には1万6,900円となる。第2号および第3号被保険者については被用者年金制度が、被保険者数に応じた基礎年金拠出金を一括して拠出するために、保険料を個別に納付する必要はない。

国民年金の保険料免除

第1号被保険者には4分の1免除（4分の3納付）、半額免除（半額納付）、4分の3免除（4分の1納

付）、全額免除の免除制度がある。免除期間の保険料は10年以内なら遡って追納できるが、追納しない場合でも、免除期間は受給資格期間に算入され、減額されるが年金額にも反映される。

国民年金保険料の若年者に対する納付猶予制度

低所得の若年者に対して、本人および配偶者が全額免除基準に該当する場合は、20歳から50歳未満の間は国民年金保険料の納付が猶予される。10年以内の保険料追納が可能となるが、追納しない場合、この猶予期間は、老齢基礎年金額には反映されない。

国民負担率（潜在的国民負担率）

公的サービスに要する費用を賄うために法律に基づいて国民に課せられる負担の大きさを示すもので、租税収入の対国民所得比である租税負担率と、社会保険料収入の対国民所得比である社会保障負担率との合計である。これに国・地方の財政赤字の対国民所得比を加えたものを潜在的国民負担率という。

国民保健サービス法【イギリス】

〔National Health Service Act, 1946〕

イギリスの保健医療制度は、1946年に制定された国民保健サービス法に基づいて実施されているが、これは、疾病予防やリハビリテーションを含め包括的な医療を提供することを目的としている。1948年に施行され、病院の国営化、病院従事者の公務員化などを基本的仕組みとし、経費は国の一般財源で主に賄われている。その後薬剤の患者負担や民間医療の助長政策などの変更があったが基本的な仕組みは維持されている。

国民保険法【イギリス】

〔National Insurance Act, 1911〕

イギリスでは、古くから「友愛組合」という名の共済組合が発達しており、労働者の生活も恵まれていた。しかし、20世紀に入り、ドイツ、アメリカ等の後進資本主義国が発展し、世界経済市場で競争が激化し、労働者の生活も圧迫されたため、ロイド・ジョージ（Lloyd George, D.）は1911年に国民保険法（健康保険と失業保険）を制定した。この失業保険は、世界で最初の制度である。

子ども手当

子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から実施するものであり、受給者（親）の所得制限を設けないとともに、子どもの年齢や出生順位にかかわらず、中学校修了までの子どもを扶養する保護者に対して手当（現金）を支給した制度。2010（平成22）年度から実施されたが、2012（平成24）年3月末日で廃止された。

雇用継続給付

職業生活の円滑な継続を援助、促進するための給付で、在職中に被保険者本人に支払われる。高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）、育児休業給付、介護休業給付から構成されている。

雇用保険二事業

雇用保険二事業（雇用安定事業および能力開発事業）は、雇用保険の付帯事業として、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正および雇用機会の増大、労働者の能力の開発と向上を図ることを目的とする。

雇用保険の基本手当額

雇用保険の基本手当の算定基礎となる賃金日額は、原則として被保険者が離職した日の直前の6ヵ月間に支払われた税込の賃金総額を、180で割って算定する（年齢区別の上限あり）。

雇用保険の財源

事業主および被保険者の保険料と国庫負担金で賄われている。そのうち、雇用保険料率は、労使折半で負担する失業等給付の料率に、事業主が負担する雇用保険二事業の料率を加えたものであり、2014（平成26）年度の料率は、一般の事業で1.35%、農林水産清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%となっている。

雇用保険の保険者・被保険者

保険者は国であり、さまざまな手続きに関しては、都道府県労働局、公共職業安定所で行っている。被保険者は①一般被保険者（②、③、④以外の人）、

②高年齢継続被保険者、③短期雇用特例被保険者、④日雇労働被保険者の4種に分けられる。パートタイム労働者は、所定の労働時間・雇用期間を満たせば、一般被保険者となる。

雇用保険法

雇用保険法の前身である失業保険法は、敗戦直後の1947（昭和22）年に創設された。その後、経済社会の変動および雇用失業情勢の変化に対処するため、失業中の生活の保障にとどまらず、労働者の雇用機会の増大とその安定を確保するための法律（制度）が、雇用保険法として1975（昭和50）年から実施された。

在職老齢年金

60歳以降在職しながら受ける老齢厚生年金を在職老齢年金といい、賃金と年金額に応じて年金額の一部または全部が支給停止される。なお、70歳以降であっても在職老齢年金が導入されているが、保険料の徴収は行われない。

財政安定化基金

市町村の介護保険財政の安定化を図るために、都道府県に設置されている。これは保険料の収納額が予定額に不足する場合、原則として不足額の2分の1を交付し、給付費が見込みを上回るなど財政不足が見込まれる場合、貸し付けを行う。財源は、国、都道府県、市町村がそれぞれ3分の1を負担する。

再評価

老齢厚生年金（報酬比例部分）の額は、加入期間中の標準報酬を平均して算出した平均標準報酬月額を基に計算される。その際、過去の低い標準報酬をそのまま平均すると、年金の実質価値が低くなるために、過去の標準報酬を現役世代の手取り賃金の上昇率に応じて見直した上で平均する。これを再評価という。

産科医療補償制度

この制度は、分娩に関する脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺発症の原因分析・再発防止の機能をあわせもつ制度で、財團法人日本医療機能評価機構を運営組織として、2009（平成21）

年1月1日から開始されている。看護・介護のため一時金600万円と分割金2,400万円、総額3,000万円が補償金として支払われる。

地震保険

損害保険の一種で地震による災害で発生した損失を補償する保険。なお、火災保険では地震で発生した火災は補償されない。民間保険会社が負う地震保険責任の一定額以上の巨額な地震損害を政府が再保険することにより成り立っている。

施設介護サービス費

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設を「介護保険施設」といい、介護保険施設から指定施設サービスを受けたときは、当該指定施設サービスに要した費用について、施設介護サービス費を支給する。要介護1から5までの要介護者は施設サービスを受けることができるが、要支援者は受けられない。なお、施設サービスにおける居住費用と食費は介護保険の給付対象ではなく、自己負担となる。

市町村介護保険事業計画

3年を1期として、市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の実施に関する計画のこと。2006(平成18)年度の介護保険改正によって、地域支援事業に関する計画を盛り込むこととされている。地域福祉計画等との調和が求められている。

市町村特別給付

介護保険制度における保険給付の1つで市町村独自の保険給付。市町村は、要介護被保険者または居宅要支援被保険者に対して、条例で定めるところにより市町村特別給付を行うことができる(介護保険法62条)。

失業等給付

雇用保険の失業等給付には、生活の安定を図りながら、求職活動を容易にする求職者給付、再就職を援助する就職促進給付、労働者の就労継続を援助・促進する雇用継続給付、雇用の安定と再就職を援助する教育訓練給付がある。

自動車損害賠償責任保険

自賠責(制度)は、1955(昭和30)年の自動車損害賠償保障法の公布によって導入された。損害保険会社が取り扱う私的保険であるが、営利が禁止されている。本制度は自動車事故被害者を救済することを目的としているため、電柱に自ら衝突したような、いわゆる自損事故だけがをした場合には、適用されない。

児童手当【改正法】

2012(平成24)年度から、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする新しい児童手当が実施されている。支給対象は、中学生まで対象として所得制限を設けた。所得制限額未満の者には、月額1万円あるいは1万5,000円が、所得制限額以上である者には当分の間特例給付として5,000円が支給される。また、費用負担については国と地方の負担割合を2:1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については15分の7を事業主の負担とする(公務員分は所属庁の負担)。

児童扶養手当

「児童扶養手当法」(1961〔昭和36〕年制定)に規定。母子家庭や父子家庭の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図ることを目的とする。手当の支給は、所得による支給制限がある。なお、「児童」とは18歳に達する日以降、最初の3月31日までをいい、心身におおむね中程度以上の障害(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害)がある場合は、20歳まで手当が受けられる。

ジニ係数

[Gini coefficient]

所得などの分布の均衡度を示す指標であり、係数の値が0に近いほど格差が小さい状態で、1に近いほど格差が大きい状態にあることを示す。社会保障制度はジニ係数で測定される所得格差の縮小に寄与している。

死亡一時金

第1号被保険者としての保険料納付月数が3年以上ある人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに亡くなったときに、遺族に一時金が支給される。受けられる遺族は、死亡した人と生計を同じくしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順であるが、遺族基礎年金を受けられる人がいるときは、支給されない。死亡一時金と寡婦年金が競合する場合は、受給権者の選択によりいずれか1つが支給される。

社会手当

社会保険と公的扶助との中間的方法をとった制度で、公費を財源とした無拠出の現金給付。社会保険のように事前の加入や拠出を条件とせず、公的扶助のように資産調査を必要としない。児童手当、児童扶養手当などが該当する。社会保険と比較すると給付の権利性が弱いとされている。

社会復帰促進等事業

労働者災害補償保険は、目的を達成するため、業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる。その内容は、①労災病院などの設置・運営や義肢装具の支給などを行う社会復帰の促進に関する事業、②労災就学等援護費の支給などの被災労働者等の援護に関する事業、③未払い賃金立替払いなどを行う安全衛生確保等に関する事業である。以前は「労働福祉事業」と呼ばれていた。

社会保険診療報酬支払基金

各都道府県に特殊法人として設けられ、各医療機関からの診療報酬を審査し、支払いを行っている。なお、後期高齢者医療制度と退職者医療制度に係る拠出金の徴収と交付金の事務も行っている。

社会保障関係費

国や自治体の予算の中で、社会保障に関する支出をまとめた勘定科目のこと。この関係費の内容は、「生活保護費」「社会福祉費」「社会保険費」「保健衛生対策費」「失業対策費」である。

社会保障給付費

社会保険や社会福祉等の社会保障制度を通じて、国民に給付される金銭またはサービスの合計額のこと。社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が定めた基準に基づいている。部門別にみると、「医療」「年金」「福祉その他」に分類してある。

社会保障給付費の動向

2014（平成26）年度で112兆1,020億円（年金54兆3,429億円〔48.5%〕、医療36兆3,357億円〔32.4%〕、福祉その他21兆4,234億円〔19.1%〕）で年金の占める割合が最も高い。また、日本の社会保障給付費の対国民所得比はヨーロッパ先進国に比べて低位である。

社会保障協定

日本と諸外国の間において国際的に活発な人的交流が行われていることに伴い、両国の社会保障制度の保険料を負担しなければならない二重加入の問題や、派遣期間が比較的短い場合、外国の年金制度の加入期間が短いという理由で年金が受けられないなどの保険料掛け捨ての問題に対応するために、日本と諸外国の二国間で社会保障協定が締結されてきている。

社会保障審議会

厚生労働大臣や各機関大臣の諮問に応じて社会保障や人口問題などの重要事項を調査審議し、関係行政機関に意見を述べることができるほか、児童福祉法、身体障害者福祉法、医療法等の規定による厚生労働大臣からの諮問に対する意見提出を行う審議会である。医療保険福祉審議会、身体障害者福祉審議会、中央社会福祉審議会、中央児童福祉審議会、年金審議会等が2001（平成13）年の省庁再編に伴い統合し、再編成された。

社会保障制度に関する勧告

1950（昭和25）年に社会保障制度審議会（総理大臣の諮問機関）が発表した「社会保障制度に関する勧告」の中で、社会保障の内容を次のように述べている。「いわゆる社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の

原因に対し、保険的・方法又は直接公の負担において経済的保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的・社会の成員たるに値する生活を営むことができるようすることをいう。

社会保障制度の給付

サービスの給付方法としては、現物給付と現金給付がある。前者は、医療保険制度における療養の給付や児童福祉法に基づく保育所入所など、受給者に対して現物またはサービスそのものを提供する方法である。後者は、生活保護の生活扶助や年金などのように金銭で支給されるものである。

社会保障体制の再構築に関する勧告

1995（平成7）年7月に当時の社会保障制度審議会が出た勧告。副題は「安心して暮らせる21世紀の社会を目指して」。このなかで、1950（昭和25）年の勧告当時は、社会保障の基本的な理念は最低限度の生活の保障であったが、現在では「広く国民に健やかで安心できる生活を保障すること」であるとし、国民の自立と社会連帯の考えが社会保障制度を支える基盤となることを強調している。

社会保障の財源

2014（平成26）年度における社会保障財源の総額は約136兆5,729億円であり、項目別の構成割合は、社会保険料が全体の47.7%、税が32.8%、他の収入が19.5%となっている。

社会保障の最低基準に関する条約（第102号条約）

[C102 Social Security (Minimum Standards) Convention, 1952]

1952年6月のILO第35回総会で採択された条約であり、このなかで、社会保障の範囲として医療、失業給付、老齢給付など9つの分野を掲げ、それぞれの最低基準を示した。

社会保障費用統計

年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護等の社会保障制度に関する1年間の支出を、OECD

（経済協力開発機構）およびILO（国際労働機関）が定めた基準に基づき、取りまとめたもの。つまり、社会保障費用はILO基準に基づき個人に帰着する給付とその財源を示す「社会保障給付費」と、国際比較可能な形でOECD基準に基づき給付に加えて施設設備費などの個人に帰着しない支出も含む「社会支出」の総額を示すものである。

社会保障への途 [ILO]

[Approaches to Social Security: An International Review, 1941]

第2次世界大戦後の再建のために社会保障計画立案への途を準備しようという意図を持ち、社会保障の2つの柱として社会保険と社会扶助を挙げている。その例としてニュージーランドの社会保障法の方式を紹介している。

社会民主主義的福祉レジーム

北欧諸国が該当する。国家は強力で包括的な社会権を保障するために、病気や障害を有して働くなくなても、市場を経由しなくても十分な所得保障がなされる。また、税方式の普遍主義的な社会保障が中心となるため、所得再分配効果が大きく平等化を促進する。

収支相等の原則

保険の技術的原則の1つであり、総収入と総支出が均等になる考え方である。給付・反対給付均等の原理はミクロ的視点であるのに対して、収支相等の原則はマクロ的視点といわれている。

自由主義的福祉レジーム

アメリカやカナダなどのアングロサクソン系の国が該当する。社会保障の給付対象は貧困層などを中心としているため、多くの人は民間企業が提供するサービスに加入するなどの自助努力的な対応をとっている。したがって、所得再分配効果は弱くなる。

就職促進給付

雇用保険の失業等給付の1つ。就職促進給付には就職促進手当（就業手当、再就職手当、常用就職支度手当、就業促進定着手当）移転費、広域求職活動費などが含まれている。なお、就業促進定着手当と

は、再就職手当の支給を受けた者で、再就職先に6ヵ月以上雇用され、再就職先での6ヵ月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合に、基本手当の支給残日数の40%を上限として、低下した賃金の6ヵ月分を支給するものである。

住所地特例

介護保険施設等に入所することにより、その施設所在地に住所を変更したと認められる被保険者については、その施設に住所を移転する前の住所地であった市町村を保険者とする特例措置が設けられている。

出産育児一時金

被保険者本人が出産したときは出産育児一時金が、被扶養者である家族が出産した時は家族出産育児一時金が、一児につき42万円支給される。

出産手当金

被保険者が出産の日以前42日（多胎妊娠は98日）から出産の日後56日までの間において労務に服さず、報酬を受けられないときは、その期間、1日につき標準報酬日額の3分の2が支給される。

障害基礎年金の給付額

障害の程度に応じて1級と2級があり、1級の方が障害が重いために、年金額は2級の1.25倍になる。

障害基礎年金の支給要件

国民年金に加入中に初診日がある病気・けがが原因で障害等級の1級または2級の障害者になったときに支給される国民年金。60歳以上65歳未満で日本に住んでいれば、加入をやめた後の病気・けがによるものでも受けられる。ただし、加入期間のうち3分の1以上滞納がないか、初診日のある傷病による障害の場合は直近の1年間に保険料の滞納がないことが条件となる。なお、20歳前に初診日がある場合は、20歳に達した日またはその後に障害認定日が到来するときはその日において障害があれば障害基礎年金が支給される。ただし、この場合、所得に応じて減額や支給停止があり得る。

障害厚生年金

厚生年金保険に加入している人が、在職中の病気やけがで障害になったとき受けられる年金。1級・2級の場合は障害基礎年金と障害厚生年金が、さらに程度の軽い3級の障害の場合は、障害厚生年金だけが支給される。障害厚生年金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている必要がある。なお、2006（平成18）年度から障害基礎年金と老齢厚生年金または遺族厚生年金の併給が可能となった。

障害手当金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気・けがが、初診日から5年以内に治り、3級の障害よりやや程度の軽い一定の障害が残ったときに支給される一時金。障害手当金を受ける場合も、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている必要がある。

障害（補償）給付

労働者災害補償保険において、業務上の傷病が治った後、身体に障害が残った場合は、その程度に応じて障害（補償）給付が支給されるが、比較的軽い障害に対しては、障害補償一時金が支給される。なお、（ ）内は業務災害の場合の給付名称。

傷病手当金

被保険者が療養のため労務に就くことができない場合、その間報酬を受けられないときに、第4日目から支給される。支給額は1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額で、支給期間は同一の疾病や負傷に関して支給開始日から1年6ヵ月を限度とする。

賞与

標準賞与額を決める場合にその基礎となる賞与は、賃金、給料、俸給、手当、賞与、その他どんな名称であっても、被保険者が労務の対償として受けるすべてのもののうち年3回以下のものを含む。

女子差別撤廃条約

[Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women 1979]

1975年の国際婦人年をきっかけに、女子に対する差別が権利の平等の原則および人間の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考え方から、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした女子差別撤廃条約が1979年に採択され、日本は1985年に批准している。

所得再分配機能

所得の再配分機能とは、市場を通じて配分された所得の格差（不公平）を是正する役割のことをいい、垂直的再分配と水平的再分配に区分される。前者は高所得層から低所得層への再分配であり生活保護が代表例である。後者は同一水準の所得層での再分配であり、健康な人から病気の人への再分配のように医療保険などが代表例である。その他、現役世代から高齢世代への所得再分配である世代間再分配もある。

新救貧法（改正救貧法）

1834年、イギリスで制定。救済基準を全国均一にし、有能貧民の居宅保護を廃止し、救済をワークハウス（労役場）への収容に限定した。また劣等処遇の原則を採用した。「救貧否定の救貧法」とも別称される。

診療報酬（診療報酬明細書）の点数表

社会保険における診療報酬は、全国同一で診療行為ごとに定められている（「点数表」と呼ぶ）。保険医療機関は、一月単位で診療行為に基づいて診療報酬明細書（レセプト）にまとめて、審査支払機関を通じて保険者に請求する。ちなみに1点は10円。

スウェーデンの社会保障

社会保険制度を中心に、社会福祉諸サービス、保健・医療サービスなど広範囲にわたっている。社会保険制度および各種の手当制度などは国が中心となって運営し、保健・医療サービスは日本の県に相当するランディングと特別区が中心となり、社会福祉諸サービスは市町村に相当するコムニーンが中心となって運営されている。

生命保険

生命保険とは、保険業法2条において、不特定の者

を相手方として、人の生死に関し一定の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険と規定されている。生命保険の種類を大きく分けると、①死亡保険、②生存保険、③生死一体（混合）保険に区分される。

船員保険

船員を対象に、海上労働の特殊性を考慮して設けられた保険で、政府が保険者である。制度としては一般の健康保険相当部分（職務外疾病部門）と独自の上乗せ給付を行う部分の2階建てになっている。かつては独自の年金・雇用保険・労災保険制度もあったが、年金の部分は1986（昭和61）年に厚生年金保険へ、雇用保険および労災保険の部分は2010（平成22）年に一般の雇用保険と労災保険にそれぞれ統合された。

前期高齢者医療制度

65歳から74歳までの前期高齢者については、継続して国民健康保険や被用者保険に加入する。患者負担分を除く医療費は、各制度（国民健康保険、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合）の75歳未満の加入者数に応じて調整される。

全国健康保険協会

一連の医療保険制度の改革や、諸問題発覚による社会保険庁の廃止・解体などから、2008（平成20）年10月より政府管掌健康保険は国を離れ、全国健康保険協会による全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に移管された。ただし、被保険者資格の取得・喪失、保険料の納付などに関する手続（任意継続被保険者に関する除く）は年金事務所が窓口となっている。

総報酬制

厚生年金保険や健康保険の保険料について、月給だけでなく、ボーナスからも同一の保険料率で保険料を徴収し、かつ給付にも反映させていく考え方。従来の標準報酬月額の考え方と比べて、ボーナスの多寡による負担の不公平を解消することができる。

損害保険

一定の偶然事故によって生ずることのある損害をて

ん補することにより生活を保障する保険商品のこと。損害保険の多くは財貨を対象にした保険であるため、人間の生死に関わる生命保険とは異なる考え方によって組み立てられている。

第1号被保険者【介護保険】

65歳以上の者が被保険者であり、受給権者は要介護者（寝たきりや認知症で介護が必要な者）や要支援者（要介護状態となるおそれがあり日常生活に支援が必要な者）と認定された者である。

第1号被保険者【国民年金】

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて国民年金に加入する。第1号被保険者の国民年金の保険料（定額）は自分で納める。また、厚生年金、共済年金の老齢年金を受けられる人、外国に住んでいる60歳未満の日本人など、希望して国民年金に任意加入する人も第1号被保険者と同様の扱いとなる。

第3号被保険者

国民年金の加入者のうち、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満の人）を指す。保険料は、第2号被保険者全員によって負担するため、個別に納める必要はない。

第三分野保険

保険業法は、生命保険と損害保険のほかにいわゆる「第三分野保険」として、傷害保険、疾病保険および介護保険などを定めている。

退職者医療制度

この制度の対象者（退職被保険者）は、市町村国民健康保険の被保険者のうち被用者年金制度の老齢（退職）年金の受給権者とその被扶養者である。給付費は退職被保険者の保険料と被用者保険の拠出金により賄われ、国庫負担はない。この制度は2007（平成19）年度をもって廃止されたが、2014（平成26）年度までの間、65歳未満の退職者を対象とした経過措置として存続されていた。

第2号被保険者【国民年金】

国民年金の加入者のうち、民間会社員や公務員などの厚生年金保険、共済組合の加入者を第2号被保険者という。第2号被保険者は、厚生年金保険の加入者であると同時に、国民年金の加入者にもなる。加入する制度からまとめて国民年金に拠出金が支払われるため、厚生年金保険の保険料以外に保険料を負担する必要はない。

短時間労働者の社会保険加入要件

2016（平成28）年10月から、厚生年金保険および健康保険の短時間労働者の適用要件が、①週所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8万8,000円以上（年収106万円以上）、③勤務期間が1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員501人以上へと変更された。なお、雇用保険は、同一事業所に31日以上の雇用の見込みがあり、所定労働時間が週20時間以上を要件としている。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制と定義される。これは、介護保険法2012（平成24）年一部改正の趣旨の1つである。

地域包括支援センター

2005（平成17）年の介護保険法改正により創設された、高齢者の生活を総合的に支える拠点としての機関。総合的な相談窓口として、権利擁護、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援（地域の介護支援専門員の資質向上のための、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等）がその役割。社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が配置される。

地域密着型サービス

介護保険法改正により創設された、要介護高齢者の住み慣れた地域での生活を可能にするためのサービス。市町村が主体となりサービスが提供され、サー

ビス受給者は原則その市町村内の住民に限られる。

ちゅうおうしやかいほけんいりょうきょうぎかい 中央社会保険医療協議会

厚生労働省に社会保険診療報酬について審議する機関として設置されている。委員は、保険者・被保険者等の支払い側代表7名、医師・歯科医師等の診療側代表7名、公益代表6名の計20名で構成されている。

ちょうせいこうふみん 調整交付金

市町村間の介護保険財政の格差を調整するために、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものである。

つうきんさいがい 通勤災害

「通勤」とは、就労に関して住居と職場の間を合理的な経路・方法で往復することをいい、経路から外れたり中断した場合は「通勤」途上とはみなされない。2006（平成18）年度より、複数就業者の事業場間の移動中や単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動中の災害も保険給付の対象となった。

つみたてほうちし 積立方式

年金制度の財政方式の1つで、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料で積み立てていく財政方式のこと。加入者や受給者の年齢構成が将来見通し通り推移する限り、高齢化が進んでも保険料は影響を受けない。一方、保険料の運用収入を見込んで保険料を決めるため、金利の変動など経済的要因の影響を受ける。

ディーセント・ワーク

働きがいのある人間らしい仕事を意味し、この概念は、1999年の第87回ILO総会に提出された事務局長報告において初めて用いられ、ILOの活動の主目標と位置づけられた。

てきかくたいしょくねんきん 適格退職年金

厚生年金基金と並ぶ企業年金制度で、1962（昭和37）年に発足した。年金原資を外部機関に積み立てるなど、法人税法で定める一定の条件を満たすことで国税庁長官に承認される。事業主が負担する掛金は全額損金として扱われるなど、税制上の優遇措置

がある。2002（平成14）年度以降、新たな適格退職年金の設立は認められず、既存のプランは2011（平成23）年度末で廃止された。

とくていしつべい 特定疾病

介護保険における第2号被保険者が、要介護・要支援の認定を受けられるのは、その状態となった原因が政令で定める16の特定疾病による場合に限られる。16の中にはがん、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症などが含まれる。

とくべつしきゅうきん 特別支給金

労働者災害補償保険における各給付の特別支給金は被災労働者等援護事業として支給されるものであるが、その者が受ける保険給付に付加して支給されるために、保険給付に準じる性格をもっている。

とくべつしきゅうろうねいこうせいねんきん 特別支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金の支給は原則65歳からであるが、厚生年金への加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていれば、経過措置として、60歳から64歳までの老齢厚生年金が特別に支給され、これを特別支給の老齢厚生年金と呼んでいる。年金額は、定額部分と報酬比例部分で計算されるが、60歳から64歳までの間の定額部分の支給は2012（平成24）年度まで、報酬比例部分の支給は2024（平成36）年度までとなっている。

とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当

この手当は、精神または身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満で精神または身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母またはその他の者を対象とする。

とくべつじょうがいきゆうふみん 特別障害給付金

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に配慮して、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置として2005（平成17）年度に制定された。現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する者として認定を受けた者が対象となっている。

「難民の地位に関する条約」「難民の地位に関する議定書」

自国民と同一待遇を与えるという「難民の地位に関する条約」(1951年)と「難民の地位に関する議定書」(1967年)について、日本は1981年に批准し翌年に発効した。そのため、締約国の責務として社会保障関係法令から国籍要件を撤廃するなどの整備をした。

二次健康診断等給付

事業主が実施する労働安全衛生法に基づく定期健康診断等において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について、異常の所見があると診断されたときに行うものであり、二次健康診断と特定保健指導がその給付内容となる。

日本年金機構

2010(平成22)年1月に設立された非公務員型の年金公法人。この機構の創設により社会保険庁が廃止され、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う一方で、その委任・委託を受けて、厚生労働省の直接的な監督の下で、日本年金機構が一連の運営業務を担う。

入院時食事療養費

入院時の食事については、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、被保険者が負担することとなる標準負担額を控除した額を現物給付する。一般には1食につき標準負担額360円となっている。

入院時生活療養費

65歳以上の被保険者・被扶養者が療養の給付とあわせて受けた療養病床入院時の食事・居住費については、患者が定額の生活療養標準負担額を支払い、残りは健康保険から入院時食事療養費として現物給付される。

ニュージーランド社会保障法

[Social Security Act, 1938]

1938年に成立したこの法律は、所得保障制度と医療保障制度を普遍的に総合化させたものであった。

その総合性は、当時としては画期的な立法であり、同法によって確立された包括的社会保障制度は、イギリスのベヴァリッジ報告のモデルとなっただけでなく、ILOの社会保障概念の内実にも大きな影響を与えた。

任意継続被保険者【健康保険】

被保険者であった者が退職などにより被保険者の資格を喪失した後も、引き続きその資格の喪失時の保険者の被保険者とする制度のこと。再就職して被保険者となったときのほか、任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき、保険料を納付期日までに納付しなかったときにその資格を喪失する。

ノーロス・ノープロフィット原則

(no loss, no profit)

保険経営において、原則的に損失も利益も発生させない考え方。具体的には、営利を目的としていない自動車損害賠償責任保険の保険料率を決める際の基準の考え方を表したもの。

ビスマルク

(Bismarck-Schönhausen, Otto Eduard Leopold von 1815-1898)

世界最初の社会保険制度(1883年疾病保険法、1884年災害保険法、1889年養老及び廃疾保険法)が制定された際のドイツの宰相。当時、社会主義運動を厳しく弾圧していたために、「飴と鞭」の政策とも呼ばれた。

被用者年金の一元化

2015(平成27)年10月より、2階部分の年金が厚生年金に統一された。これにより、従来の厚生年金保険の被保険者は「第1号厚生年金被保険者」、国家公務員共済組合の組合員は「第2号厚生年金被保険者」、地方公務員共済組合の組合員は「第3号厚生年金被保険者」、私立学校教職員共済制度の加入者は「第4号厚生年金被保険者」という種別となった。

標準賞与額

被保険者期間中において、実際に支給された賞与額から千円未満を切り捨てた額が標準賞与額となり、

賞与が支給される月ごとに決定される。標準賞与額の上限は、健康保険は年間累計額 573 万円（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの累計額）となり、厚生年金保険については支給 1 回につき 150 万円となる。

賦課方式

将来の給付に必要な費用を事前積み立てせず、短期間で収支の均衡を図る財政方式である。公的年金制度では、必要な財源を後代の負担に求めるという仕組み、いわゆる「世代間扶養」を社会全体で行う仕組みをとっている。

ベヴァリッジ報告

イギリスで、1942 年にベヴァリッジ (Beveridge, W. H.) を委員長として議会に提出された「社会保険および関連サービス」のこと。均一給付・均一拠出の原則、最低生活を保障するナショナル・ミニマムの原則、全国民を対象とする一般性の原則を提唱した。

ベーシック・インカム

[basic income]

定まった定義はないが、基礎所得（保障）と訳す場合が多い。労働上の地位、雇用の記録、労働意欲、婚姻上の地位とは関係なく、政府が国民一人ひとりに、無条件に人間として尊厳ある生活を送るための最低生活費を保障する制度をいう。

報酬

健康保険・厚生年金保険でいう報酬の範囲は、通貨・現物を問わず、被保険者が労働の対償として受けるすべてのものをいう。したがって、給料のほか、超勤手当、家族手当、通勤手当なども労働の対償であれば報酬となる。ただし、大入袋等臨時に支給されるものや各種祝金等の労働の対償とならないものは報酬の対象とはならない。

法定給付／付加給付

医療保険において、保険給付の支給を受ける条件、金額等は法律で決められている（法定給付）が、組合管掌健康保険では、個々の組合の実情に応じてプラスアルファの給付を法定給付とあわせて「付加給

付」として支給できる。

保険外併用療養費

評価療養（先進医療など）、選定療養（予約診療・時間外診療など）については、その基礎部分は保険外併用療養費として保険給付され、評価療養・選定療養についての特別料金を患者が自費負担する。なお、2016（平成 28）年度から、困難な病気と闘う患者が未承認の新薬や医療機器による治療を望んだ場合、患者の申し出によって保険外の診療との併用ができる「患者申出療養」が新たな保険外併用療養費の仕組みとして創設された。

保険料水準固定方式

2004（平成 16）年年金制度改革において、最終的な保険料（率）の水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準が自動的に調整される仕組みを年金制度に組み込んだ。これを保険料水準固定方式と呼ぶ。

保守主義的福祉レジーム

ドイツやフランスなどの大陸ヨーロッパの国が該当する。社会保険が発展しているため、市場に依存しなくとも所得保障がなされる。しかし、社会保険は職業上の地位によって分立しているため、保障には格差が生じる。また、拠出額によって将来の給付額が変化するため、現役時代に豊かだった者は、退職後（老後）も豊かになる。つまり、現役時代の不平等が退職後に再生産される。

埋葬料（埋葬費）

被保険者本人が死亡したときは、加入している医療保険制度から 5 万円が支給される（埋葬料）。家族以外の人が埋葬を行ったときはこの範囲内で実費が支給される（埋葬費）。また、被扶養者が死亡したときには 5 万円が支給される（家族埋葬料）。

マクロ経済スライド

年金額は通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えるが、年金額の調整を行っている期間は、年金を支える労働力の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、その分だけ年金額の伸びを賃金や物

価の伸びよりも抑えることとする。この仕組みをマクロ経済スライドという。2015（平成27）年度に初めて発動された。

マーシャル

[Marshall, Thomas Humphrey 1893-1981]

イギリスの社会政策研究者。「市民資格と社会的階級」（1963年）の論文の中で、市民資格を公民権、政治権、社会権に分類し、「20世紀に市民資格の地位に社会権を組み入れたことは、社会的不平等の全パターンを修正する試みであった」と述べている。

ミュルダール

[Myrdal, Karl Gunnar 1898-1987]

スウェーデンの経済学者。『福祉国家を超えて』（1960）などで、福祉国家とナショナリズムとの結びつきを指摘した。さらに福祉国家の国民主義的限界を指摘し、国際協力と相互調整による福祉世界の建設の必要性を述べた。

無過失責任

労働者の業務上の災害については、事業主に故意・過失がなくても、事業主が労働基準法に基づく災害補償の責任を負っているという理念のこと。

メディケア

[Medicare]

アメリカの社会保障法に基づいて1965年から実施されている限定的な公的医療保障制度のこと。65歳以上の高齢者、障害年金受給者および慢性腎臓病患者を対象とするもので、連邦政府によって運営されている。

メディケイド

[Medicaid]

アメリカの社会保障法に基づいて1965年に施行された社会保障制度の1つで、低所得者に対して医療扶助を行う公的医療保障制度である。連邦政府が定めた資格要件等の枠組みに基づいて各州で運営される。

メリット制

労働者災害補償保険においては、事業主の災害防止

努力の促進を図るとともに保険料負担の公平を図るために、一定規模以上の事業については個別事業における災害率に応じ、労働災害保険料率または保険料額を一定の範囲内で増減させるメリット制が採用されている。

要介護認定

市町村が行う、介護保険サービス利用対象となる要介護（要支援）状態かどうかの判定作業。申請、訪問調査、判定（コンピュータによる一次判定の後、主治医の意見書をもとに介護認定審査会が行う）、認定、通知の流れで行われる。

養老保険

死亡保険と生存保険を組み合わせたもの。保険期間内に死亡した場合には死亡保険金が支払われ、保険期間満了期まで生存した場合には満期保険金が支払われる。

ラウントリー

[Rowntree, Benjamin Seebohm 1871-1954]

イギリスの研究者、実業家。業績の中でも1899年実施のヨーク調査は『貧困—都市生活の一研究』（1901年刊行）としてまとめられ、貧困の科学的研究として極めて著名である。ブース（Booth, C.）の調査研究の成果とともに「貧困の発見」と呼ばれている。

ラロック

[Laroque, Pierre 1907-1997]

社会保障計画の構想は第2次世界大戦後、世界的に具現化し、フランスでは1945年にラロックによる社会保障プランが発表された。「当事者拠出と当事者管理」を原則とするフランスの社会保険方式を基礎として全国民を対象とした社会保障の構築を目指した。

療養の給付

健康保険を扱う病院・診療所に被保険者証を提示して、必要な医療を受ける。処方箋が発行されたときは、保険薬局で調剤してもらう。医療費の7割が給付され、3割は自己負担となる（被保険者本人）。

療養（補償）給付

業務上の傷病を治療する場合に支給されるもので、被災労働者が労災病院、労災指定病院等で療養する場合に行う医療の現物給付である「療養の給付」と、被災労働者が指定病院等以外の病院で療養した場合に要した費用を償還する現金給付である「療養の費用の支給」の2種類がある。なお、() 内は業務災害の場合の給付名称。

ルーズベルト

[Roosevelt, Franklin Delano 1882-1945]

1929年以降の大恐慌の時期に、第32代アメリカ合衆国大統領に就任（1933年）。3つのR「recovery, reform, relief」をスローガンにニューディール政策を推進し、その一環として社会保障法を制定（1935年）した。

老人保健制度

老人保健法による老人保健制度は、1982（昭和57）年に制定、翌年実施された。老人医療費については各医療保険の保険者・国・地方公共団体の共同負担として、患者の自己負担を導入するとともに、総合的な保健医療対策を推進することとなった。2008（平成20）年度には老人医療は「高齢者の医療の確保に関する法律」へ、保健事業の多くは「健康増進法」へ移行し、老人保健制度は廃止された。

労働基準監督署

労働者災害補償保険の実施機関としては、都道府県労働局が適用と保険料徴収事務を取り扱い、全国に設置されている労働基準監督署などが給付に関する事務を取り扱っている。

労働者災害補償保険における保険給付と損害賠償との調整

労働災害の被災労働者またはその遺族は、労災補償ないし労災保険給付を請求できると同時に、使用者・または第三者に対しては損害賠償請求を行うことも可能である。とはいっても、被災労働者等の損害を二重に回復することにならないように、労災補償・労災保険給付と損害賠償との間で一定の調整が行われている。たとえば、使用者または第三者は被災者に対

し労災保険を超える損害を賠償する義務が、被災労働者は損害賠償を請求する権利が発生するのである。

労働者災害補償保険の適用

原則として農林水産業の事業の一部が暫定的に任意適用事業となっている以外、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用（パートタイマー、アルバイトを含む）される。ただし、大工・左官などの一人親方や中小事業主等は、申請によって特別加入ができる。国家公務員、地方公務員は適用除外となっている。なお、未加入のまま労働災害が起った場合でも、治療等にかかる給付が労働者には支給される。

労働者災害補償保険法

業務上の事由や通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者とその遺族の援護、労働者の安全および衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

労働者年金保険法

1941（昭和16）年に制定された労働者年金保険法は、男子工場労働者を対象としていたが、1944（昭和19）年の改正で、職員と女子に適用を拡大し、名称も厚生年金保険法と改められた。

老齢基礎年金

原則として、25年以上の受給資格期間（保険料納付済期間と保険料免除期間のほか、合算対象期間〔カラ期間を含める〕）を満たした者が、65歳になったときに支給される。ただし、繰上げ・繰下げ支給もある。なお、2015年10月から受給資格期間を25年から10年に短縮する予定である。

老齢基礎年金の繰上げ支給・繰下げ支給

老齢基礎年金の支給は、原則として65歳からであるが、本人が希望すれば60～64歳、あるいは66歳以降でも受けることができる。前者を繰上げ支給、後者を繰下げ支給という。年金額は、受け始める年齢に応じて本来の老齢基礎年金額が一定の率

で、繰り上げた場合には減額され、繰下げた場合には増額される。そして、その額がそれぞれ一生続く。

るうれいこうせいねんきん
老齢厚生年金

厚生年金保険の被保険者期間（1ヵ月以上）がある者で、老齢基礎年金の受給資格を満たした者に対し、原則として65歳から老齢基礎年金に上乗せして支給される。現在のスライド調整は、新規裁定者だけでなく、既裁定者も対象となる。

るうれいこうせいねんきん くりさ しきとう
老齢厚生年金の繰下げ支給

2007（平成19）年度から、本来65歳から支給される老齢厚生年金を66歳前に裁定請求していない場

合、66歳以降希望する時期から増額された老齢厚生年金を受給することができる。65歳に達した時に受給権を得ていない人は、受給権を取得した日から1年経過前に裁定請求をしていないときに繰下げの申し出をすることができる。

ワーク・ライフ・バランス

[work-life balance]

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。